

起こった後ではもう遅い！

自転車事故の恐ろしさ

講師用マニュアル

(学校・地域向け学習用)



(2019年8月版)

日本コープ共済生活協同組合連合会
(株)アイアンドアイサービス

学習教材の制作にあたって

生協では、CO・OP共済の普及とともに個人賠償責任保険の普及も進めています。近年、高額な賠償につながる自転車事故が多発するようになりました。特に、中・高校生による自転車事故が多く、高額な賠償事故の4割以上を占めています。

賠償額の多寡にかかわらず、子ども達が事故の加害者となってしまうのはたいへん悲しいことです。ちょっとした注意をしておけば、防げた事故もたくさんあります。

そこで、中・高校生に向けた自転車事故防止学習用に、この学習教材を制作しました。この教材は、通常の自転車事故防止だけでなく、賠償事件とはどのようなものなのかについて言及した内容になっており、他人を巻き込む事故がどんなにたいへんなのかを認識することができます。

中学校や高校などの教育の場で、事故防止学習教材としてご活用いただければ幸いです。

学習教材

- * 「起こった後ではもう遅い！自転車事故の恐ろしさ」DVD（約21分）
- * 「起こった後ではもう遅い！自転車事故の恐ろしさ」テキスト（全12ページ）
- * 参加者アンケート

講師用マニュアル もくじ

1. 学習目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. 対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 学習会の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. DVD視聴のポイント解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. テキストとポイント解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

付属 自転車事故防止学習の実施後アンケート（講師用）

1. 学習目的

このテキストの目的は、次の2点です。

- ①自転車事故が、自転車運転者や被害者の生活や健康に重大な影響を与えること。
また加害者となった場合にはさまざまな責任や損害賠償を負うということを認識する。
- ②自分自身の安全運転度を客観的に確認し、事故防止についての知識を再確認する。

2. 対象者

本テキストは中学生・高校生を対象に作成しています。学年によって履修していない語彙がありましたら、必要に応じて解説を加えてください。

子どもをもつ大人向けの学習教材としても利用できます。

※難解な言葉が多いため、小学生には不向きです。

3. 学習会の進め方

基本は授業50分を想定しています。テキストとDVDを合わせてご使用ください。

※DVDの視聴のみでも学習できます。生協の店舗などでのエンドレス上映にもご活用ください。

■DVDとテキスト両方を使用する場合

①50分バージョン（授業時間バージョン）

| 時間 | 内容 |
|-----|--|
| 5分 | 学習の目的、ねらいを説明（テキストの使い方は後述） テキストP3の自転車に対する「自転車運転安全度チェック」を受講者が回答する |
| 21分 | DVD視聴 |
| 15分 | テキストに従ってポイント説明（主に用語解説やトピック紹介） |
| 9分 | 「自転車運転安全度チェック」の回答をテキストP10記載の内容に従って採点、各自の安全度、点数の傾向により個人ごとの注意点を確認する 受講者アンケートに記入する |

②1時間バージョン

| 時間 | 内容 |
|----|--|
| 9分 | 学習の目的、ねらいを説明（テキストの使い方は後述） テキストP3の自転車に対する「自転車運転安全度チェック」を受講者が回答する |

| | |
|-----|--|
| 21分 | DVD視聴 |
| 15分 | テキストに従ってポイント説明（主に用語解説やトピック紹介） |
| 15分 | 「自転車運転安全度チェック」の回答をテキストP10記載の内容に従って採点、各自の安全度、点数の傾向により個人ごとの注意点を確認する 経験交流や意見交換などを行う 受講者アンケートに記入する |

※経験交流の時間を削って、テキストのポイント説明に時間を使ってもかまいません。

■DVDのみを使用する場合（30分程度）

| 時間 | 内容 |
|-----|-------------------------|
| 3分 | DVDの制作趣旨、学習会の目的を説明 |
| 21分 | DVD上映 |
| 8分 | DVD視聴の感想、意見交換、事例交流などを行う |

4. DVD視聴のポイント解説

DVDを解説する際には、次のポイントを押さえて説明するとよいでしょう。
下記はその一例です。

| タイトル | 解説ポイント |
|---|--|
| オープニング CHAPTER 1 自転車事故の現状 | 自転車事故の現状を解説、交通事故に占める自転車事故の割合が増加している <u>紹介データ</u> ・ 自転車による対自転車・対歩行者事故件数の推移 ・ 年齢層別自転車関連交通事故 ・ 賠償額 300 万円以上の自転車事故加害者年齢分布 ・ 賠償額 300 万円以上の自転車事故における時間帯の傾向分析表 ⇒解説者「DVDは2012年作成時のデータです。」 |
| CHAPTER 2 ケース 1 和也くんの場合 過失と損害賠償額について | 事故事例（無灯火、一時停止無視による事例） 過失の解説 損害賠償額のもとになる項目の解説 |
| CHAPTER 2 ケース 2 美咲さんの場合 損害賠償責任について | 事故事例（携帯電話での手放し運転による事例） 未成年の損害賠償責任の解説 個人賠償に備える保険の解説 |

| | |
|---------------------------------------|--------------|
| CHAPTER 3 自転車事故を起こさないために エンディング | 自転車安全利用五則の解説 |
|---------------------------------------|--------------|

※DVDおよびテキストでは、法令違反の「一時不停止」を「一時停止無視」と表現しています。DVDの音声上聴き取りにくい場合があるための措置ですが、テキスト上も表現を合わせてありますのでご了承ください。

5. テキストとポイント解説

テキストを解説する際には、ページごとに次のポイントを押さえて説明するとよいでしょう。下記はその一例です。

※ゴシック体－講師が話す内容 明朝体－講義の進め方ポイント

| | |
|---------------------------------|--|
| 表紙 1 ページ 起こった後ではもう遅い！自転車事故の恐ろしさ | |
| タイトル紹介 | 最近、自転車に乗っていて、または乗っている人を見て、ヒヤリとしたことはありませんか。(YESの反応を見る) |
| 学習会の目的・ねらい | 近年、運転マナーの悪化や自転車事故による大きな傷害事件などの報道が多くなってきています。 生協の組合員が加入する個人賠償責任保険でも自転車による事故が多発しています。賠償額が数千万円にのぼるような自転車事故も増え、保険料の値上げも行われています。 ちょっとヒヤリとした体験ただけで事故になっていないから大丈夫ではなく、起こってしまうと取り返しがつかない事態につながる前に、どうしたら事故を防ぐことができるか学習していきましょう。 |

| | |
|-----------------|---|
| 2 ページ わたしたちと自転車 | |
| わたしたちと自転車 | 最近の健康志向やエコロジーの観点から手軽な乗り物であるのが自転車です。利用の目的は図1にある通りです。 身近な乗り物である自転車ですが、みなさんは普段どのような認識で自転車に乗っていますか？ (何人かに回答を促す) |

| 3 ページ 自転車運転安全度チェック | |
|--------------------|--|
| 自転車運転安全度チェック | 改めて聞かれても答えにくいかもしれません。まずはみなさんが「普段どのような意識で自転車を運転しているかを確認するチェックリスト」を5分程度でやってみましょう。あまり深く考えずに、「はい」か「いいえ」のどちらかで直感的に回答してください。 |
| チェックリスト記入 | 参加者にチェックリストを記入してもらいます。早い人は3分、遅い人でも5分程度で終わるはずです。わかりにくい言葉や漢字などがあれば事前に説明しておくとい良いでしょう。 |
| DVD上映 (21分) | それでは次に、DVDを観てみましょう。 チェックリストの記入が全員終了したら、チェックリストの回答を見る前にDVDを上映しましょう。回答は後半で行うため、ここでは先に進めないように注意してください。 |

| 4・5 ページ たかが自転車だと思っていませんか？ 自転車事故の実態と現状 | |
|---------------------------------------|---|
| DVD上映を受けて | みなさんいかがでしたか？ これは、ちょっとした不注意で大きな事故につながってしまった事例です。 それでは、これからDVDの内容を深めるためにテキスト4ページを見ていきましょう。 |
| 自転車事故の発生状況 | 図1を見てもわかるように、警察庁の統計によると、自動車による交通事故は減少傾向にあります。しかし、それに比べ自転車事故は横ばい状態で、自転車事故割合もあまり減っていません。 図2を見ると自転車同士が減少傾向であるのに対して、歩行者との事故は横ばいです。年間11万件もの自転車事故のうち、対自転車、対歩行者の事故はそれぞれ年間2500件以上も発生しています。 |
| 加害者は中高生が多い | 自転車事故の加害者年齢分布は、図3のようになっています。なかでも中学生・高校生は全体の22.7%と最も多くなっています。 また、生協の組合員が加入する個人賠償責任保険の賠償事故事例をみると、「300万円以上の賠償請求をされた事故」の加害者の約半分が皆さんと同じ中・高校生なのです。 他人ごとではなく自分も加害者になるかも、という意識を持つておくことが必要です。 (学習会参加者の年代をみながら解説を加えると良いでしょう) |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>事故の要因は 法令違反</p> | <p>テキストにはありませんが、警察庁の統計で、自転車乗用中の死傷者数を法令違反別に見ると、平成 26 年のデータでは死傷者数 10.6 万人のうち 6.7 万人が事故当事者の法令違反によるものというデータがあります（平成 26 年交通事故の発生状況－警察庁交通局より）。つまり死傷者が出た事故の約 63%が法令違反であったということになります。</p> <p>法令違反とは文字通り、法律に違反することです。例えば、一時停止や徐行などの十分な安全確認をしなかった「安全不確認」、相手を認識していたものの、相手の動きの注意を怠った結果事故につながったということ（「動静不注視」）も、違反件数の多い法令違反です。</p> <p>（学習会参加者の年代をみて、以下の補足を加えるとよいでしょう）</p> <p>自転車を守るべき法律は自動車と同様です。交通事故などの危険を防止するために「安全」を図ることを目的とした法律「道路交通法」に従う必要があります。）</p> |
| <p>信号機のない 交差点に注意</p> | <p>さらに法令違反の内容をテキスト P 5 図 5 で見てみましょう。最も多い原因は安全確認をしない、ハンドル操作の誤り、前方不注意などの安全運転義務違反です。次に一時停止をしない、信号無視などが続いています。</p> <p>では、次に自転車事故はどういう場所で起こるのかということですが、図 6 を見てください。7 割以上が交差点とその付近となっています。交差点でも、「信号機のない交差点」が最も多くなっています。一般道路でも事故が多くなっていることから、交通量の多さと事故の件数にはあまり関係がないことがわかります。</p> <p>では、次のページをめくる前に質問です。</p> <p>免許のいない自転車は、道路上では歩行者と同じ扱いでしょうか。それとも車とおなじ扱いでしょうか？</p> <p>（聞くだけではなく参加を促す）</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>6・7 ページ</p> | <p>もし、あなたが加害者になってしまったら…</p> <p style="text-align: right;">自転車事故の責任と恐ろしさ</p> |
| <p>自転車事故で 問われる責任</p> | <p>では 6 ページを見てください。</p> <p>自転車は歩行者と同じではなく、車両の一種とみなされます。事故を起こせば当然交通事故となって車と同じような責任を問われます。</p> <p>責任とは、6 ページの 3 つの枠にある「刑事上の責任」「民事上の責任」「社会的責任」のことです。</p> <p>一つ目の刑事上の責任とは、相手を死傷させたときの刑事罰のこと。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>二つ目の民事上の責任とは、被害者の物や身体への治療、収入の保障などを金銭で償う責任のこと。</p> <p>三つ目の社会的責任とは、被害者に対する真摯な謝罪は所属する学校や会社の規則からに基づく処分などのことです。</p> <p>「でも、わたしたちは未成年者だから、これらの責任は問われないよね」と思っていないですか？（反応）</p> <p>いいえ。テキストにも書いてありますが、過去の裁判例では中学生に「賠償責任能力がある」とした事例があります。</p> <p>たとえ未成年でも、場合によっては、自分や保護者の方が責任を問われることを知っておきましょう。</p> |
| <p>過失割合とは？</p> | <p>さて、裁判において重要となるのが「過失割合」です。過失割合とは交通事故におけるお互いの過失（落ち度）の程度を割合で表したものです。刑事上の責任と民事上の責任を果たすため、罰の重さや賠償額を決める際に使うものです。DVDの事例は加害者の過失が100%となっていますが、実際には被害者にも過失割合があるとする場合もあります。しかし、6ページ下の「過失が重くなる法令違反の運転例」に当てはまる場合は、特に加害者側の過失割合が高くなります。</p> |
| <p>起きています！大きな事故事例</p> | <p>それでは、過去にどのような事故事例があるかを確認しましょう。</p> <p>7ページ右上の表を見てください。いくつか読み上げて事例紹介をしましょう（地域や年齢の近い事例を紹介しましょう）。</p> <p>生協の保険加入者の事例でも、統計では5千万円以上の賠償額になった事故や、賠償額で何年も裁判で争っている事故もあります。特に高額な賠償を迫られる事故の場合は、簡単に物事が決まらず、長期にわたって金銭的にも、精神的にも厳しい状況に置かれることがあります。</p> <p>自分が他人を死傷させてしまうショック。さらに多額の賠償額を払わなければならないこと、そしてその裁判が長く続いたら…。</p> <p>ちょっとした不注意でみなさんもそういう事故を起こしてしまう可能性があるのです。（イメージしてもらう）</p> |
| <p>損害賠償額の算出</p> | <p>損害賠償額の算出は、7ページ下の項目にあります。このようにして損害賠償額が計算されます。</p> <p>なお、DVDの中で紹介される2つの事故の賠償金額は一例です。損害賠償の支払判断は保険会社によって異なります。</p> |

自転車安全利用五則

それでは、このような事故を防ぐためにはどのようなことに気をつければいいのか、見ていきましょう。8ページの自転車安全利用五則は、政府の交通対策本部が作成したものです。警察庁のホームページなどでも紹介されています。

①自転車は車道が原則、歩道は例外

特に意識せず、歩道を自転車で走っていませんか？

先ほどお話しした通り、実は自転車は「軽自動車」なので、車道を走らなければなりません。自転車専用の道路（自転車道）がある場合は、その道を通るようにしましょう。

②車道は左側を通行

自転車は車道の左側を通行しなければなりません。右側通行をすると対向車と向かい合うかたちになり、事故の危険性が跳ね上がります。自転車道を通る際も左側を走りましょう。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

わがもの顔で歩道を走行している自転車を見たことも多いと思いますが、歩道はあくまでも歩行者が優先で自転車は例外です。

やむをえず歩道を通る場合は、歩行者の妨げにならないように走行しましょう。

④安全ルールを守る

○二人乗りはしない

自転車の二人乗りは禁止です。

例外的に、幼児を乗せる場合のみ認められていますが、その場合も下記のとおり安全のためにヘルメットをつけましょう。

○道路は並んで走らない

ほとんどの道路は、自転車が2台以上並んで走ることを禁止しています。

○夜間は必ずライトを点灯する

無灯火運転は法令違反です。暗くなったら必ず点灯しましょう。自分には前方が見えていても、歩行者からも自転車がわかるように点灯する必要があります。

○信号を正しく守る

○一時停止と安全確認をしっかり行う

| | |
|--|--|
| | <p>交通量の少ない交差点では、きちんと一時停止していない場合が多く見受けられます。みなさんは自転車に乗っているとき、自動車のドライバーが自分達を見ているから大丈夫と思ったことはないですか？ 自動車のドライバーも同じことを考えていたら、事故につながってしまいます。自分の身は自分で守るように安全確認をしましょう。</p> <p>○飲酒運転はしない 自転車も飲酒運転禁止です。お酒が飲める年齢になっても、飲酒後は絶対に自転車に乗ってはいけません。</p> <p>⑤子どもはヘルメットを着用 13歳未満の子どもが自転車を運転する場合は、必ずヘルメットを着用しましょう。</p> <p>《安全のため、ここにも注意！》 この他にも9ページの右下の事項についても注意してください。 特に携帯電話やスマートフォンを見ながら、音楽を聴きながらの運転はみなさんが考えている以上に危険です。 そのほか、ちょっとした注意で大きな事故を防げますので、くれぐれも安全運転を行ってください。</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>10・11ページ あなたの自転車運転に対する安全度は？</p> <p style="text-align: right;">安全度チェック！</p> | |
| <p>採点のしかた あなたの安全度は？</p> <p>自転車の点検はここをチェックしてください</p> | <p>さて、最初に記入してもらった自転車運転安全度チェックの採点をしてみましょう。</p> <p>I～Vまでのカテゴリーがあるので、それぞれ小計を出してください。最後に合計点数を計算してください。それぞれの小計と合計点に注意事項があるので、該当する人は確認してみましょう。</p> <p>自分自身のタイプ別の注意事項を確認したら、次は11ページ下の自転車の点検事項です。</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>裏表紙 知っておこう！万が一の自転車事故に備えるために。</p> | |
| <p>TSマークを貼りましょう！</p> | <p>万が一の自転車事故に備えるために、自分の注意だけでなく、乗っている自転車の点検も大切です。</p> <p>まずは、きちんと点検・整備を受け、ヒヤリとした場面でもちゃんと操</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>上乗せ補償</p> | <p>作ができるようにきちんと整備をしておきましょう。</p> <p>自転車安全整備士の点検・整備を受けると、TSマークを貼ってもらうことができます。</p> <p>TSマークには、保険がセットされていて、運転者の事故の補償と被害者向けの補償があります。なお、テキストでは第二種TSマークの賠償責任保障は限度額5,000万円とありますが、改正があり、平成29年10月1日以降に添付された場合の限度額は1億円になりました。</p> <p>自転車安全整備店であれば、自転車を買った店でなくても貼ってもらえます。保険の有効期限は1年間なので、毎年点検・整備を受け、新しくマークを貼ってもらう必要があります。</p> <p>(中・高校生)</p> <p>自分が、今どんな保険に加入しているのかご家族の方に確認してみましょう。</p> <p>(大人の学習会または保護者同席の場合のみ)</p> <p>TSマークだけでは、大きな事故による障害や高額な賠償請求に備えるには保障(補償)が足りない場合には、TSマークに上乗せして損害保険会社の保険や生協などの共済に入るという方法があります。</p> <p>個人賠償責任保険は、自動車保険や火災保険に特約としてついていることがあります。また、学校で加入している、または推奨しているPTA保険などにもついていることもあります。</p> <p>傷害保険は、損害保険会社が保険代理店を通じて販売しています。傷害共済は、生協などの協同組合の組合員とその家族が加入できます。利用しやすいところで問合せみましょう。</p> <p>最近では賠償金額が1億円を超える支払事例も発生しています。</p> <p>(ここから全員)</p> <p>何よりも事故を起こさないことが最大の防衛策です。安全運転を心掛けましょう。</p> <p>最後にこの授業(講習)を受けた後の感想をアンケートに記入してください。お疲れ様でした。</p> |
|--------------|--|

※講師の方は講習終了後、お手数ですが、次ページのアンケート(講師用)にご記入いただき、コープ共済連へFAX送信かメールにてお送りください。

※参加者アンケートは、コープ共済連へ送信いただく必要はありません。実施団体でご利用ください。ありがとうございました。

自転車事故防止学習に取り組んでいただきありがとうございます。今後の活動に活かすため、ぜひアンケートにご協力願います。DVD・テキストを使用された際、講師として気づかれた点やご意見をお聞かせください。

ご記入いただいた内容は、この学習活動の普及や広報に活用させていただく場合があります（団体名のみ掲載させていただきます）。

自転車事故防止学習の実施後アンケート（講師用）

団体名 _____ 講師名 _____

1. 授業（講習）を実施した日
20 年 月 日
2. 利用した教材（○印）
・DVD ・テキスト
3. 参加者層 中学生_____年・高校生_____年・その他（ ）

4. なぜこの学習会に取り組もうと思ったのか。

5. 講師の視点で感想をご記入ください。

■DVDの内容や、DVD利用について

■チェックリストについて

■授業（講習）のすすめかたについて

■テキストの内容について

■参加者のアンケートから主な感想や特徴的な感想など

■その他

ご協力ありがとうございました。